

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額改定のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額は、全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。令和8年度の手当額は以下のとおりです。

支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

### ■児童扶養手当とは

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを養育している方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳)まで支給される手当です。

#### 【手当月額(令和8年度)】

	区分	月額
全部支給	第1子	48,050円 (令和7年度は46,690円)
	第2子以降加算額	11,350円 (令和7年度は11,030円)
一部支給 (所得により変動)	第1子	11,340円～48,040円
	第2子以降加算額	5,680円～11,340円

請求をした翌月分から支給され、年6回(奇数月)支給日の前月までの分が支払われます。所得による制限があります。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701 / 中津地域振興課 ☎0738-23-9503 / 美山地域振興課 ☎0738-23-9505



### ■特別児童扶養手当とは

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

#### 【手当月額(令和8年度)】

	月額
1級	58,450円(令和7年度は56,800円)
2級	38,930円(令和7年度は37,830円)

請求をした翌月分から支給され、年3回(4月、8月、12月)支給日の前月までの分が支払われます。所得による制限があります。

## こども(誰)でも通園制度が令和8年4月から始まります

こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない児童が、月最大10時間まで1時間単位で保育施設を利用できる制度です。

### ○対象者

- ・生後6か月～2歳(3歳の誕生日の前々日まで利用可)
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育所等に通っていないこと。

### ○利用時間

- ・こども一人につき 月10時間まで

### ○利用料金

- ・1時間 300円(生活保護世帯、非課税世帯は無料)

### ○実施施設

施設名	実施時間	実施曜日	食事の提供	その他
なかつ保育所	9時～12時	月曜日～金曜日	提供しない	水分等は持参
託児所 さくらんぼ	9時～15時	月曜日～金曜日	提供する	食事代は別途必要

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始等はお預かりできません。※町外の認可された施設でも利用することができます。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701

### ○利用方法

- ・こども誰でも通園制度を利用するためには、町への申請が必要です。
- ・申請は、「こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト」からお申し込みください。
- ・町のホームページにもリンクを掲載しています。



つうえんポータルサイト

## 日高川町福祉バス・タクシー券のお知らせ

# 令和8年4月から交付枚数を拡充します!

これまで福祉バス・タクシー券は交付枚数を一律30枚としていましたが、地域による医療機関等への移動距離を考慮し、町内を4つの区域に分け、住所を有する行政区に応じて交付枚数を令和8年4月から変更します。

### 枚数と金額

【現行】1枚500円×年間30枚(15,000円)交付

【新】 区域① 1枚500円×年間30枚(15,000円)交付  
 区域② 1枚500円×年間40枚(20,000円)交付  
 区域③ 1枚500円×年間50枚(25,000円)交付  
 区域④ 1枚500円×年間60枚(30,000円)交付  
 ※区域内の行政区については下記をご覧ください。

【区域①】 中津川、千津川、鐘巻、土生、小熊、入野、若野、玄子、早藤、蛇尾、平川、三百瀬、山野、江川、和佐、松瀬

【区域②】 伊藤川、藤野川、市川、大瀧川、三津ノ川、坂本、岡本、小津茂、下滝本、上滝本、西原、本郷、尾曾、中木、広瀬、伊佐の川、高津尾川

【区域③】 姉子、三十木、原日浦、平岩、三十井川、佐井、坂野川、大又、老星、三佐、田尻、小釜本、下田原、上田原、川原河、上越方、浅間、下村、上ノ段、友淵、滝頭、愛口、平、笠松、李、愛川、打尾、皆瀬、阿田木、下越方、弥谷

【区域④】 初湯川、猪谷、妹尾、上初湯川、串本、土居梅原、宮平、土居秋葉、中村、朔日、滝ノ上、西ノ川、上高野、下高野、下長志、上長志、下板、上板、小藪川、小川

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041 / 中津地域振興課 ☎0738-23-9503 / 美山地域振興課 ☎0738-23-9505 / 寒川出張所 ☎0738-24-9321



## 令和8年度の国民年金保険料額は月額17,920円です

### 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

前年所得のめやす 128万円+扶養親族等の数×38万円

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、令和7年度に保険料納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、令和8年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和8年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務局にご連絡ください。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701